

ミャンマー入国の条件について（一部変更）

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ

2024年2月29日

3月1日付の保健省通達により、3月1日午前0時1分（ミャンマー時間）からミャンマー入国の条件が一部変更されましたので、お知らせいたします。主な変更点は以下のとおりです。

これまで日本等出国時及びミャンマー到着時に求められていた COVID-19 医療保険の加入書類の提示が不要となりました。

詳しくは、当館HPをご確認ください。

<https://www.mm.emb-japan.go.jp/files/100334731.pdf>

本お知らせは、在留届にメール・アドレスを登録された方、「メルマガ」に登録された方及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録をされた方に配信しています。

■在ミャンマー日本国大使館領事班

電話：95-1-549644～8

メール：ryo.ji@yn.mofa.go.jp